

令和7年度(2025年度)版
熊本県食肉衛生検査所事業概要
(令和6年度(2024年度)実績)



目次

第1 総説

1 沿革	1
2 概要	
(1) と畜検査	4
(2) 食鳥検査	5
(3) 所管施設の位置関係	6
3 施設の設置及び権限に係る法令等	
(1) 熊本県食肉衛生検査所設置条例	7
(2) 熊本県食肉衛生検査所処務規程	8
(3) 熊本県衛生事務に関する委任規則	12
4 施設の概要	
(1) 建物平面図	14
(2) 主な検査機器一覧	15

第2 と畜検査業務の概要

1 と畜検査総括表	17
2 熊本県内と畜検査頭数	18
3 年度別と畜検査頭数	
(1) 年度別と畜検査頭数（牛）	19
(2) 年度別と畜検査頭数（豚）	19
(3) 年度別と畜検査頭数（馬）	20
(4) 年度別と畜検査頭数グラフ	20
4 と畜場内とさつ頭数及び獸畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因	
(1) と畜場：A	21
(2) と畜場：B	22
(3) と畜場：C	23
(4) と畜場：D	24

第3 食鳥検査業務の概要

1 食鳥検査総括表	25
2 処理場別 廃棄処分状況	26

第4 施設への衛生指導関係	
1 立入監視指導状況	27
2 微生物学的検査に基づく衛生指導実績	28
3 施設とのミーティング・会議等	28
4 施設への衛生教育	29
第5 精密検査	30
第6 輸出関係業務	
1 輸出認定施設に係る監視指導	
(1) KU-1	32
(2) KU-2	33
(3) KU-3	34
(4) その他の施設	34
2 輸出食肉衛生証明書等発行実績	35
第7 講習会及び調査研究等	
1 講習会の実施状況	
(1) リスクコミュニケーション	36
(2) 研修受け入れ	36
(3) データ還元事業	37
2 職員への研修（と畜・食鳥検査員を対象）	38
3 調査研究、発表等	39

第1 総説

1 沿革

- 昭和 46 年度 4月 熊本県畜産流通センター建設準備室発足
(1971 年度) (農政部、衛生部の関係職員で構成)
10月 菊池郡七城町林原に建設決定 (26ha)
- 昭和 47 年度 4月 食肉衛生検査所及び畜産流通センター起工式
(1972 年度)
- 昭和 48 年度 4月 熊本県食肉衛生検査所設置条例公布施行
(1973 年度) 5月 社団法人熊本県畜産流通センター操業開始
食肉衛生検査所業務開始 (5月 4日)
- 昭和 49 年度 4月 県北地区の勤務時間外の病畜等の検査機関となる
(1974 年度) 病畜の受付 (搬入) 時間を 22 時までとし 1名の宿直制とする
- 昭和 56 年度 4月 宿直制廃止
(1981 年度) 20 時までを検査所待機とし、20~22 時を自宅待機とする
- 昭和 60 年度 10月 社団法人熊本県畜産流通センターを発展的に解散し、(株)熊
(1985 年度) 本畜産流通センターとして新発足
3月 食肉衛生検査所敷地 4,362.37 m²を県有地として確保 《県有
の畜産流通センター敷地及び施設を(株)熊本畜産流通センタ
ーへ売却に伴う措置》
- 昭和 61 年度 4月 検査データ処理のためにコンピュータ導入 (NEC5200M II)
(1986 年度) 3月 「(財)くまもと緑の基金」から銀杏 54 本、椿 22 本の配布を
受け、植栽工事 (予算額 900 千円)
検査機器等整備事業として昭和 62 年度 (1987 年度) から 5 ヶ
年計画で予算措置決定 (予算総額 30,000 千円)
- 昭和 62 年度 4月 病畜等の受付 (搬入) 時間を 20 時までとし、20 時までの検査
(1987 年度) 所待機を自宅待機に改める (夜間警備を警備会社に委託)

- 平成 3 年度 9 月 新規コンピュータ導入、使用開始（富士通 K150S i / 30）
(1991 年度)
- 平成 4 年度 4 月 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査開始（山鹿市、南関町、泗水町）
(1992 年度)
- 平成 5 年度 9 月 食鳥検査用コンピュータプログラム完成、使用開始
(1993 年度)
- 平成 6 年度 7 月 病畜等の受付（搬入）時間を平日は 18 時、その他の日は 15 時までに改める
(1994 年度)
- 平成 9 年度 4 月 食鳥処理場（株）北九福鳥（荒尾市）の検査開始
(1997 年度)
- 平成 12 年度 3 月 食鳥処理場（協）パナフーズ（泗水町）廃止
(2000 年度)
- 平成 13 年度 10 月 BSE 全頭検査開始
(2001 年度) 3 月 BSE 検査棟完成
- 平成 15 年度 8 月 病畜の受付（搬入）時間を平日は 17 時、その他の日は 13 時まで（土曜開場日は 15 時まで）と定める
(2003 年度)
- 平成 16 年度 9 月 BSE 陽性牛確認
(2004 年度)
- 平成 22 年度 2 月 （株）熊本畜産流通センターの新工場が竣工
(2010 年度) （牛：最大 150 頭／日、豚：最大 1,000 頭／日）
- 平成 23 年度 3 月 サルモネラ検査棟完成
(2011 年度)
- 平成 25 年度 7 月 BSE 検査対象月齢が 48 か月齢超となる
(2013 年度) （株）熊本中央食肉センター（宇城市）の BSE 検査受け入れ
3 月 （株）熊本畜産流通センターが対米輸出認定を受ける

平成 26 年度 (2014 年度)	4 月	これまで各保健所で実施していたと畜検査（宇城・御船・人吉）及び食鳥検査（八代）を当所に集約する。熊本県内のと畜検査及び食鳥検査（大規模に限る）の全てを当所が所轄し、3 課（室）体制（総務課、検査指導課、精密検査課及び人吉・八代検査室）となる
平成 27 年度 (2015 年度)	1 月	食肉衛生検査所機能整備事業基本構想策定
平成 28 年度 (2016 年度)	4 月	(株)熊本中央食肉センターで馬のと畜開始 天草検査室を新たに設置 熊本地震により全と畜場の処理が停止 各施設の復旧を確認次第、順次処理再開
	3 月	休止していた八代市食肉センター廃止
平成 29 年度 (2017 年度)	4 月	と畜場における健康牛の BSE 検査の廃止
平成 30 年度 (2018 年度)	7 月	千興ファーム食肉センターが本格復旧 米国農務省食品安全検査局査察受察
	12 月	株式会社児湯食鳥八代工場の竣工・新規許可
	3 月	食肉衛生検査所新庁舎建設着工
令和 2 年度 (2020 年度)	7 月	令和 2 年 7 月豪雨で人吉食肉センターが被災、と畜停止
	11 月	食肉衛生検査所新庁舎竣工
令和 3 年度 (2021 年度)	9 月	被災により休止していた人吉食肉センター廃止
令和 4 年度 (2022 年度)	12 月	休止していた国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター肉質評価実験棟 施設用途変更のため 廃止
令和 5 年度 (2023 年度)	9 月	被災により休止していた人吉食肉センターが別地にて竣工・新規許可

2 概要

(1) と畜検査

当所は、昭和 48 年（1973 年）4 月に本県における食肉流通の拠点として、社団法人熊本県畜産流通センター（現在：株式会社熊本畜産流通センター）と同時に設立され、と畜検査を開始した。平成 26 年（2014 年）4 月に組織改編が行われ、県内全ての施設にあたる 4 か所のと畜場（菊池市・宇城市・御船町・錦町）について検査並びにと畜場に併設された食肉処理場の監視指導を実施している。

令和 6 年度（2024 年度）のと畜検査頭数は、204,500 で畜種別内訳では、牛 36,376 頭（令和 5 年度（2023 年度）33,306 頭）、馬 4,199 頭（令和 5 年度（2023 年度）4,339 頭）、豚 163,920 頭（令和 5 年度（2023 年度）163,873 頭）、めん羊・山羊 5 頭（令和 5 年度（2023 年度）5 頭）となった。

と畜検査及び食鳥検査の検査データは、必要に応じて畜産農家や養鶏農家にフィードバックしており、家畜保健衛生所と連携をはかりながら、家畜の疾病予防と生産性の向上に役立てられている。

また、当所は輸出食肉認定施設を 2 か所管轄していたが、令和 2 年熊本豪雨で被災した人吉食肉センターが輸出認定を取得（令和 7 年 2 月 6 日）し、3 か所となった。輸出食肉に係る監視指導及び輸出証明書発行の事務を実施している。

と畜場の名称	所在地	畜種
株式会社熊本畜産流通センター (施設番号 Est. No. KU-2)	菊池市七城町林原 9 番地	牛 豚 めん羊 山羊
千興ファーム食肉センター	上益城郡御船町高木油野 2530 番地	馬
株式会社熊本中央食肉センター (施設番号 Est. No. KU-3)	宇城市豊野町巣林 548 番地	牛 馬
全国開拓農業協同組合連合会 人吉食肉センター (施設番号 Est. No. KU-1)	球磨郡錦町大字木上西 2180 番地 1	牛

(2) 食鳥検査

従来、県内3カ所（荒尾市、山鹿市、南関町）の大規模食鳥処理場（年間処理羽数30万羽を超える施設）の食鳥検査を実施していたが、平成26年（2014年）4月の組織改編により、保健所で食鳥検査を行っていた八代市の施設も当所で所管することとなった。さらに平成27年（2015年）3月からは、食鳥肉輸出に対応するため1か所の認定小規模食鳥処理場（天草市）も所管するに至った。

所管する大規模食鳥処理場等の令和6年度（2024年度）の食鳥検査羽数は、18,977,419羽（令和5年度（2023年度）19,998,099羽）で、そのうち時間内12,435,609羽、時間外6,541,819羽となった。（認定小規模食鳥処理場検査羽数を含む）

大規模食鳥処理場の名称	所在地	食鳥の種類
株式会社熊本チキン	山鹿市鹿本町石渕1103-2	ブロイラー
株式会社チキン食品	玉名郡南関町下坂下1087-1	ブロイラー
北九福鳥株式会社熊本営業所	荒尾市上井手下栗山858	ブロイラー
株式会社児湯食鳥八代工場	八代市新港町三丁目9番地26	ブロイラー
農事組合法人天草大王生産販売組合 (認定小規模食鳥処理場)	天草市本渡町本渡788	ブロイラー

(3) 所管施設の位置関係



3 施設の設置及び権限に係る法令等

(1) 熊本県食肉衛生検査所設置条例

(設置)

第1条 と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく獸畜のとさつ又は解体の検査及びと畜場の衛生、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく食鳥検査及び食鳥処理場の衛生並びに食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食肉の衛生に関する事務(別表に掲げる施設に係るものに限る。)を行うため、食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)を置く。

(名称等)

第2条 検査所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本県食肉衛生検査所	菊池市

(組織)

第3条 検査所に、所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第4条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則 (平成28年3月7日条例第12号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第1条関係)

施設

と畜場及びこれに附属する施設(熊本市に所在するものを除く。)

食鳥処理場及びこれに附属する施設(熊本市に所在するものを除き、知事が指定するものに限る。)

(2) 熊本県食肉衛生検査所処務規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)の処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 検査所に次の表の左欄に掲げる課(室)を置き、その位置は同表の右欄のとおりとする。

課(室)	位置
総務課	菊池市
検査指導課	菊池市
精密検査課	菊池市
八代検査室	八代市
人吉検査室	人吉市
天草検査室	天草市

(役付職員等)

第3条 検査所に次長を置く。

- 2 各課に、課長を置く。
- 3 各室に、室長を置く。
- 4 検査所に主幹、参事及び所付を置くことができる。
- 5 課及び室に主幹及び参事を置くことができる。
- 6 検査所に勤務する獣医師(所付又は臨時若しくは非常勤の職(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この項において「法」という。)第2条第1項及び第3条第1項の規定により育児休業の承認を受けている職員、法第10条第1項及び第11条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を受けている職員並びに熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の表7の項及び8の項の特別休暇の承認を受けている職員の代替職員を除く。)は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項の規定により知事に命ぜられたと畜検査員とする。

(職務)

第4条 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。

- 2 課長は、上司の命を受け、課務を処理する。
- 3 室長は、上司の命を受け、室務を処理する。
- 4 主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 5 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 6 所付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。

(分掌事務)

第5条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印に關すること。
- (2) 職員の人事及び服務に關すること。
- (3) 文書に關すること。
- (4) 経理に關すること。
- (5) 財産に關すること。
- (6) 所内の取締りに關すること。
- (7) 統計報告に關すること。
- (8) その他他課（室）の所掌に屬しないこと。

2 検査指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) と畜場（八代市、人吉市、天草市、上天草市、八代郡、球磨郡及び天草郡に所在するものを除く。）に關すること。
 - (2) 食鳥処理場（八代市、人吉市、天草市、上天草市、八代郡、球磨郡及び天草郡に所在するものを除く。）に關すること。
 - (3) 食肉の衛生に關すること。
 - (4) 可検物の検査（精密検査を除く。）に關すること。
- 3 精密検査課の分掌事務は、可検物の精密検査に關することとする。
- 4 八代検査室の分掌事務は、八代市及び八代郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に關することとする。
- 5 人吉検査室の分掌事務は、人吉市及び球磨郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に關することとする。
- 6 天草検査室の分掌事務は、天草市、上天草市及び天草郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に關することとする。

(専決事項)

第6条 所長は、次の事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に關すること。
- (2) 検査所の所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。
- (3) 熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の規定に基づく服務

に関すること。

- (4) 職員の旅行命令(所長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (5) 職員の時間外勤務等の命令及び当直に関すること。
- (6) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。
- (7) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。
- (8) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。
- (9) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。
- (10) 個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。
- (11) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。
- (12) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (13) 400万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。
- (14) 1,000万円未満の支出負担行為(測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。)をすること。
- (15) 200万円未満の支出負担行為(物品の購入及び修繕に限る。)をすること。
- (16) 100万円未満の支出負担行為(第12号から前号までに定めるものを除く。)をすること。
- (17) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関すること。
- (18) その他軽易な事項に関すること。

2 所長は、次の事項(八代検査室、人吉検査室及び天草検査室に係るものに限る。)について、あらかじめ指定した次長に専決させることができる。

- (1) 職員の旅行命令(次長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。
- (3) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第7条 所長の専決事項について、所長が不在のときは、次長が代決することができる。

- 2 前項の場合において、次長が不在のときは、総務課長（八代検査室にあっては八代検査室長、人吉検査室にあっては人吉検査室長、天草検査室にあっては天草検査室長）が代決することができる。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年3月31日訓令第32号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 熊本県衛生事務に関する委任規則

第1条 (省略)

第2条 熊本県食肉衛生検査所長に次に掲げる事務を委任する。

- (1) 食品衛生法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの(食肉の衛生に関する事務であって、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。)
- ア 法第8条第1項の規定による届出を受理すること。
 - イ 法第28条第1項の規定により当該職員に臨検検査又は収去させること。
 - ウ 法第30条第2項の規定により食品衛生監視員に監視又は指導を行わせること。
 - エ 法第59条の規定により食品等の廃棄又はその他必要な処置を命じること。
- (2) と畜場法(以下この号において「法」という。)及びと畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下この号において「政令」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの(イからエまでに掲げる事務にあっては、獣畜のとさつ又は解体の検査及びと畜場の衛生に関する事務であって、条例別表に規定すると畜場に係るものに限る。)
- ア 法第14条第1項から第3項までの規定により検査を行うこと。
 - イ 法第14条第4項又は第5項の規定により検査を行うこと。
 - ウ 法第16条の規定により同条各号に掲げる措置をとること。
 - エ 法第17条第1項の規定により必要な報告を徴し、及び当該職員に立入検査をさせること。
 - オ 政令第5条第1項第1号から第3号までに規定する許可をすること。
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務であって、次に掲げるもの(食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関する事務であって、条例別表に規定する食鳥処理場に係るものに限る。)
- ア 法第6条第3項の規定による軽微な変更の届出を受理すること。
 - イ 法第15条第1項から第3項までの規定により検査を行うこと。
 - ウ 法第16条第9項の規定により技術的な指導及び助言を行うこと。
 - エ 法第20条の規定により同条各号に掲げる措置を採ること。
 - オ 法第37条第1項の規定によりその業務の状況に關し報告をさせること。
 - カ 法第38条第1項の規定によりその職員に、立入検査をさせ、関係者に質問させ、又は収去させること。
- (4) 食品表示法(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの(食肉の衛生に関する事務であって、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。)
- ア 法第8条第1項の規定により当該職員に立入検査、質問又は収去をさせること。
 - イ 法第12条第3項の規定により調査を行うこと。

- (5) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの（食肉の衛生に関する事務であって、条例別表に掲げる施設に係るものに限る。）。
- ア 法第15条第2項の規定により輸出証明書を発行すること。
- イ 法第38条第2項の規定により報告若しくは物件の提出を求め、又はその職員に立入調査をさせ、若しくは質問させること。

附 則（平成31年3月29日規則第32号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項に1号を加える改正規定は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に効力を有する知事が行った処分その他の行為（改正後の第1条第1項第5号カ及びキ並びに第24号クに掲げる事務（改正前の同号ケに掲げる事務を除く。）に係るものに限る。）は、この規則の施行の日以後においては、熊本県保健所長が行った処分その他の行為とみなす。

附 則（令和5年3月31日規則第22号）

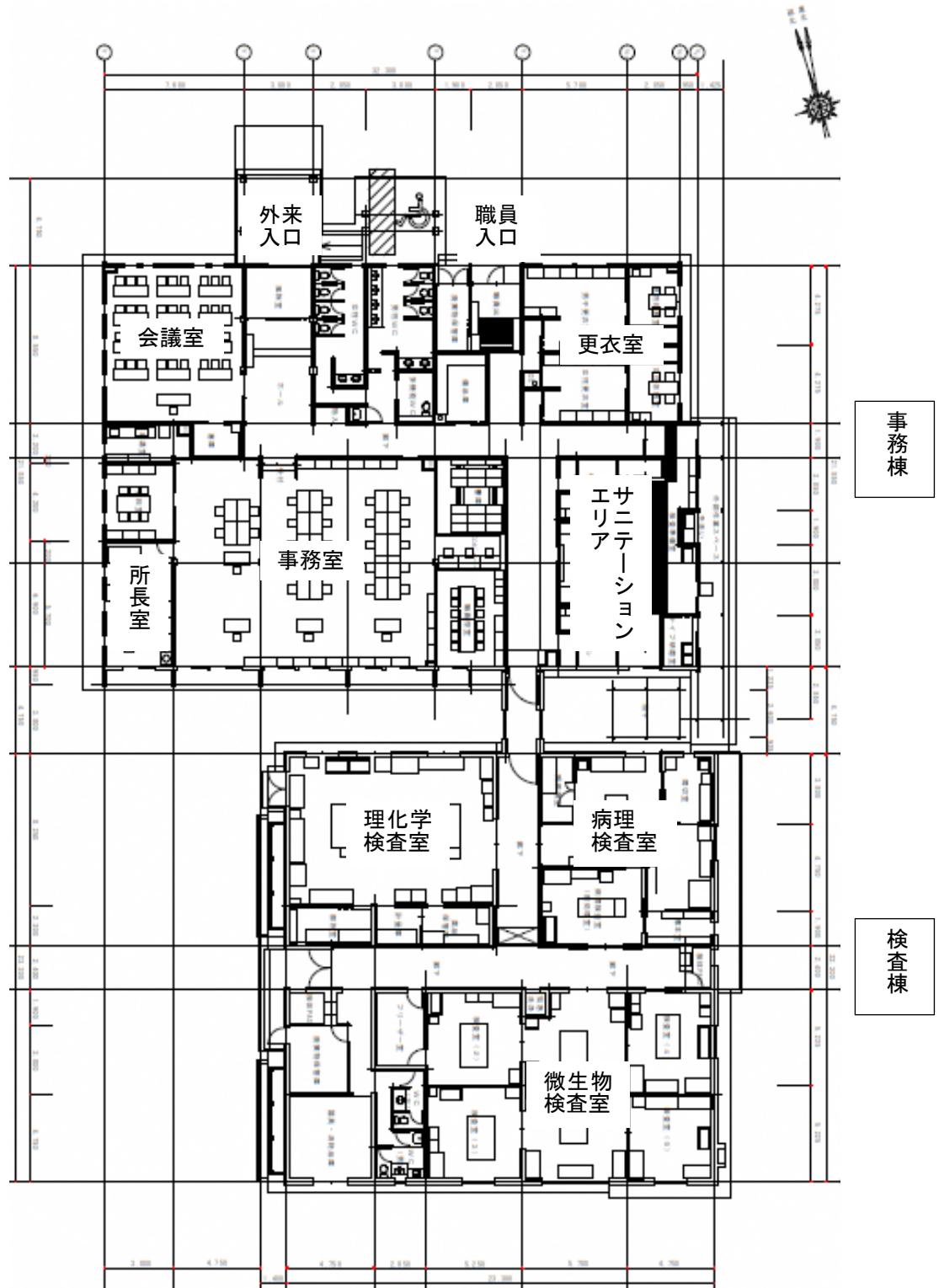
（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 （省略）

4 施設の概要

(1) 建物平面図

事務棟及び検査棟（延面積 1,247.45 m²）



(2) 主な検査機器一覧

1) 微生物検査室・BSL2 実験室

製品名	メーカー名	取得日付
ペトリフィルムプレートリーダー	ネオジエンジャパン（株）	R6. 12. 26
冷凍機付インキュベーター	PHC（株）	R6. 11. 22
プログラム低温インキュベーター	東京理化器械（株）	R6. 10. 30
アルミブロック恒温槽	東京理化器械（株）	R6. 03. 13
ゲル撮影装置	日本ジェネティクス（株）	R6. 01. 30
冷却遠心分離機	（株）トミー精工	R5. 12. 12
高圧蒸気滅菌機（1台）	（株）トミー精工	R5. 12. 12
位相差顕微鏡	（株）ニコン	R5. 03. 22
サーマルサイクラー	（株）アステック	R4. 12. 27
バッグホモジナイザー	アズワン（株）	R3. 12. 21
乾熱滅菌機	東京理化器械（株）	R3. 11. 16
振盪器	タイテック（株）	R3. 11. 12
超低温フリーザー	PHC（株）	R3. 11. 10
分析用電子天秤	（株）エー・アンド・デイ	R3. 10. 01
電子天秤	（株）エー・アンド・デイ	R3. 07. 21
高圧蒸気滅菌機（3台）	（株）トミー精工	R3. 02. 15
クラスⅡA2安全キャビネット（2台）	日本エアーテック（株）	R2. 11. 26
クラスⅡA2安全キャビネット（1台）	日本エアーテック（株）	R2. 11. 26
クリーンベンチ	日本エアーテック（株）	R2. 11. 26
プログラム低温インキュベーター（2台）	東京理化器械（株）	R2. 11. 13
冷却遠心分離機	（株）トミー精工	R2. 03. 19
デジタル標準温度計	（株）佐藤計量器製作所	R2. 01. 08
高感度PCR食中毒菌検出システム クオリバックスQ7	Hygiena社	H31. 03. 28
二槽式プログラムインキュベーター	（株）平山製作所	H31. 03. 27
小型ロータリーミキサー	（株）日伸理化	H31. 02. 26
ペトリフィルムプレートリーダー	スリーエム ジャパン（株）	H31. 02. 25
電気泳動槽	タカラバイオ（株）	H28. 08. 30
冷凍冷蔵庫（2台）	日本フリーザー（株）	H28. 08. 17
超低温フリーザー	日本フリーザー（株）	H26. 10. 29
冷蔵庫	日本フリーザー（株）	H25. 02. 20
振盪器付き恒温水槽	ヤマト科学（株）	H25. 02. 14
プログラムインキュベーター（2台）	（株）日立製作所	H24. 03. 30
インキュベーター	三洋電機（株）	H7. 10. 17

2) 病理検査室

製品名	メーカー名	取得日付
ロータリーミクロトーム	PHC	R04. 11. 26
パラフィン包埋ブロック作製装置	PHC	R04. 01. 17
自動染色装置	PHC 株式会社	R03. 03. 18
凍結ミクロトーム	PHC	R03. 01. 22
パラフィン伸展器	サクラファインテックジャパン	R02. 12. 22
自動包埋装置	PHC 株式会社	R02. 03. 09
ミクロトーム（滑走式）	大和光機工業	H29. 10. 18
蛍光顕微鏡	カールツァイスマイクロイメージング	H29. 01. 16
顕微鏡デジタルカメラ	カールツァイス	H26. 10. 02
標本洗浄機	サクラ精機株式会社	H23. 11. 18
ミクロトーム（回転式）	大和光機工業	S63. 07. 30
実体顕微鏡（写真撮影装置）	オリンパス光学	S62. 07. 30

3) 理化学検査室

製品名	メーカー名	取得日付
恒温器（インキュベーター）	ヤマト科学株式会社	R06. 11. 22
マイクロプレートリーダー	セントラル科学	R04. 01. 20
冷却遠心分離機	久保田商事	R03. 10. 21
吸引マニホールド（試験機）	ジーエルサイエンス	R03. 08. 24
高速液体クロマトグラフー式	島津製作所	R03. 03. 18
スポットケム	アークレイ	H29. 12. 07
振とう器（万能シェーカー）	アズワン	H28. 07. 06
ポリトロンホモジナイザー	KINEMATICA	H25. 08. 29
ビーズ式ホモジナイザー	バーティンインスツルメンツ	H25. 03. 01
微量高速冷却遠心機	トミー精工	H25. 03. 19
ImmunoWash 1575マイクロプレートウォッシャー	日本バイオラッド	H25. 03. 06
投込式恒温装置サーモメイト、シェイキングバス	ヤマト科学	H25. 02. 14
PH メーター	堀場製作所	H19. 09. 14
ドラフトチャンバー	ダルトン	H16. 09. 30
超音波洗浄装置	アイワ医科工業	R4. 7. 29
ドライキャビネット	東洋リビング	H14. 02. 12
インキュベーター	日立	H14. 02. 12

第2 と畜検査業務の概要

1 と畜検査総括表

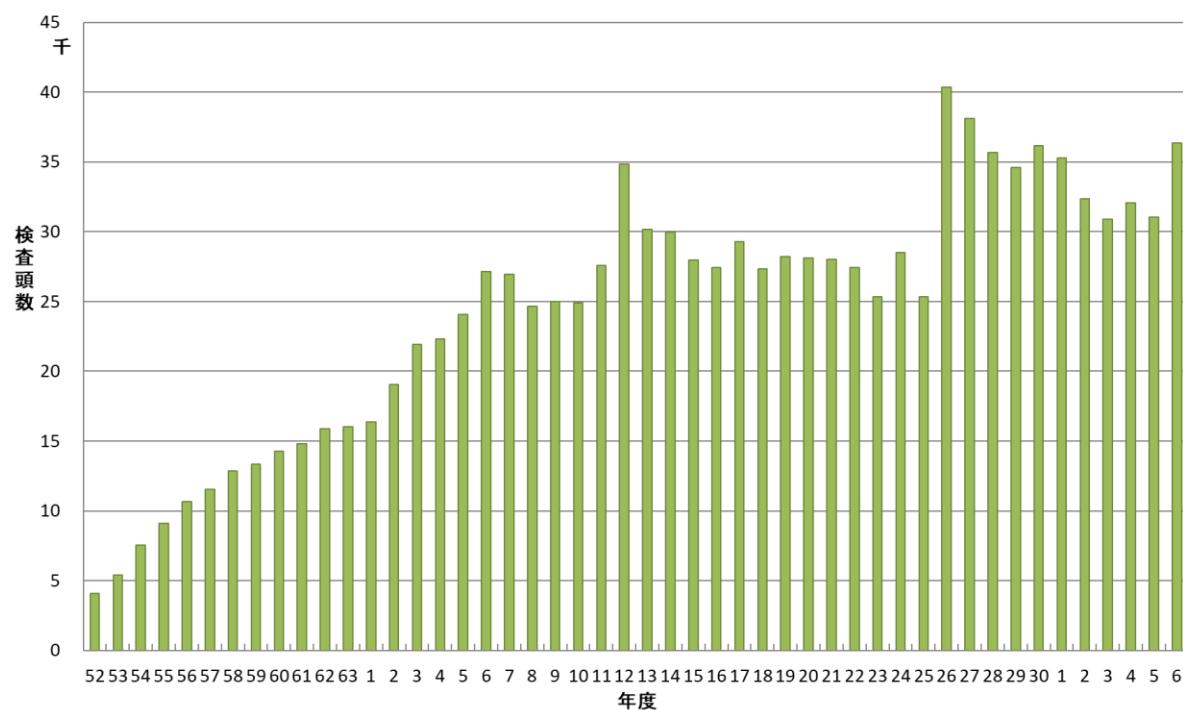
畜種	区分	時間内			時間外			合計	
		検査手数料 (円)	頭数 (頭)	収入金額 (円)	検査手数料 (円)	頭数 (頭)	収入金額 (円)	頭数 (頭)	収入金額 (円)
牛	300kg 以上	660	36,153	23,860,980	1,320	152	200,640	36,305	24,061,620
	300kg 未満	380	70	26,600	760	1	760	71	27,360
馬	生後1 年以上	660	4,160	2,745,600	1,320	39	51,480	4,199	2,797,080
	生後1 年未満	380	0	0	760	0	0	0	0
豚		350	163,920	57,372,000	700	0	0	163,920	57,372,000
めん羊 山羊		380	5	1,900	760	0	0	5	1,900
計		204,308	84,007,080		192	252,880	204,500	84,259,960	

2 熊本県内と畜検査頭数

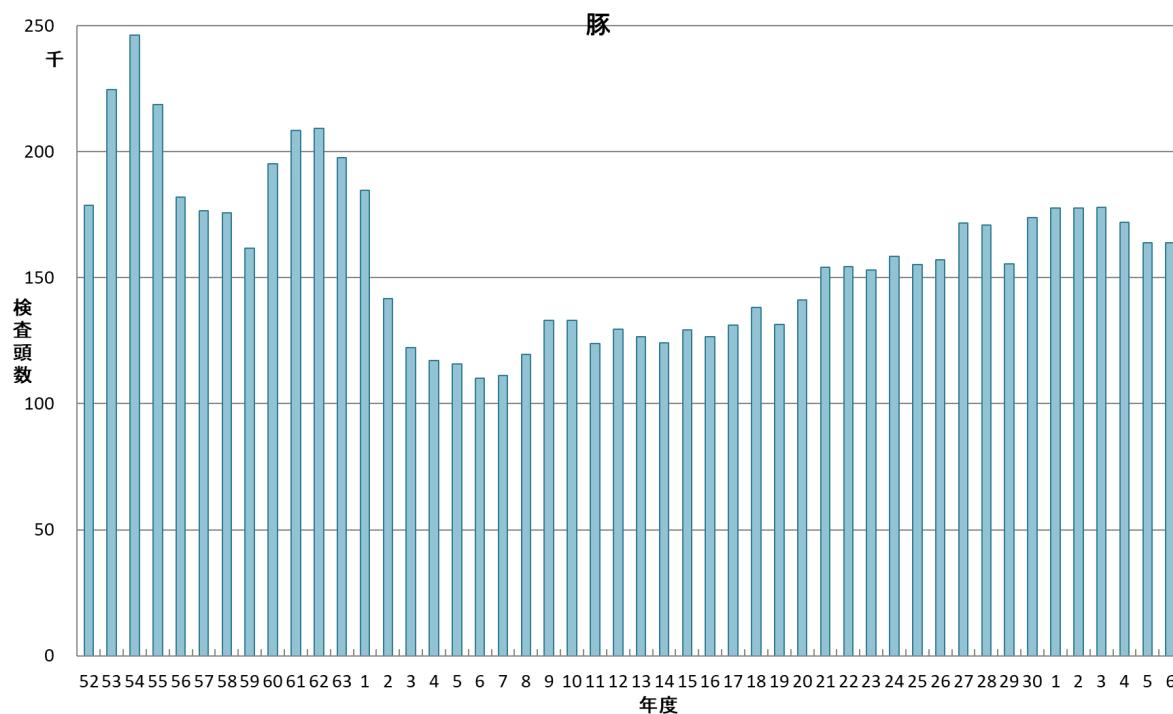
施設	牛 (300kg 以上)		牛 (300kg 未満)		牛 計	馬 (生後 1 年以上)		馬 (生後 1 年未満)		馬 計	豚		豚 計	めん羊 山羊		めん羊 ・山 羊 計	計			
	時 間 内	時 間 外	時 間 内	時 間 外		時 間 内	時 間 外	時 間 内	時 間 外		時 間 内	時 間 外		時 間 内	時 間 外		頭数	検査料	頭数	検査料
A	16,509	85	43	0	16,637	0	0	0	0	0	163,920	0	163,920	5	0	5	180,477	68,286,180	85	112,200
B	5,841	3	2	0	5,846	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,843	3,855,820	3	3,960
C	0	0	0	0	0	1,765	14	0	0	1,779	0	0	0	0	0	0	1,765	1,164,900	14	18,480
D	13,803	64	25	1	13,893	2,395	25	0	0	2,420	0	0	0	0	0	0	16,223	10,700,180	90	118,240
合 計	36,153	152	70	1	36,376	4,160	39	0	0	4,199	163,920	0	163,920	5	0	5	204,308	84,007,080	192	252,880

3 年度別と畜検査頭数

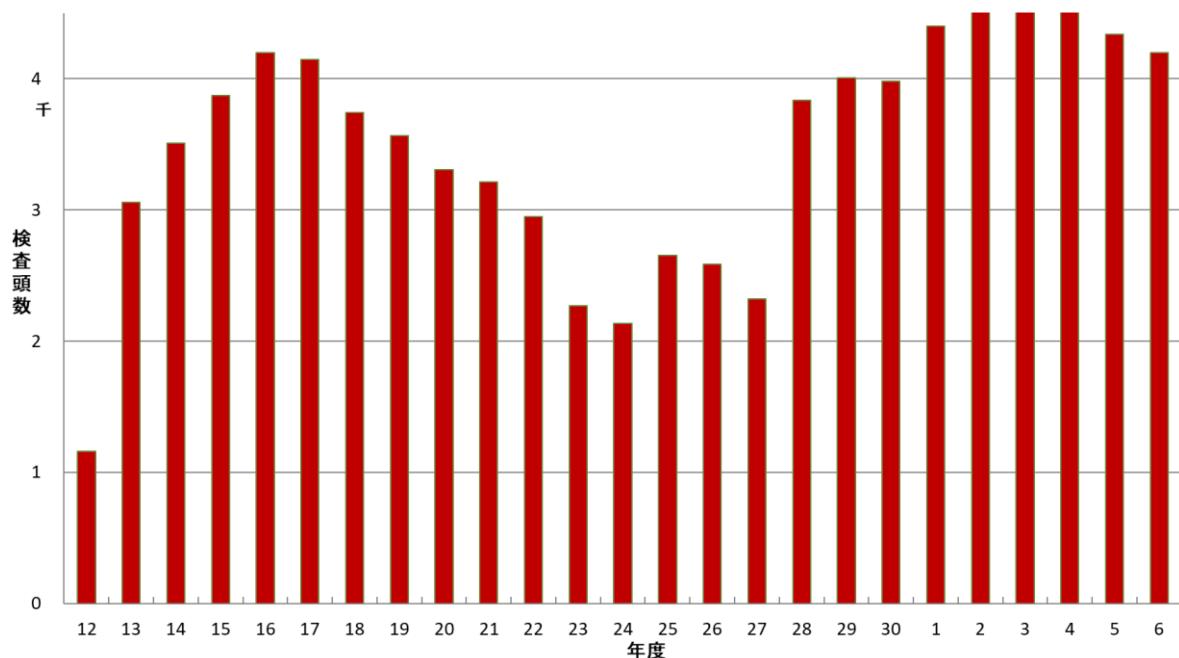
(1) 年度別と畜検査頭数 (牛)



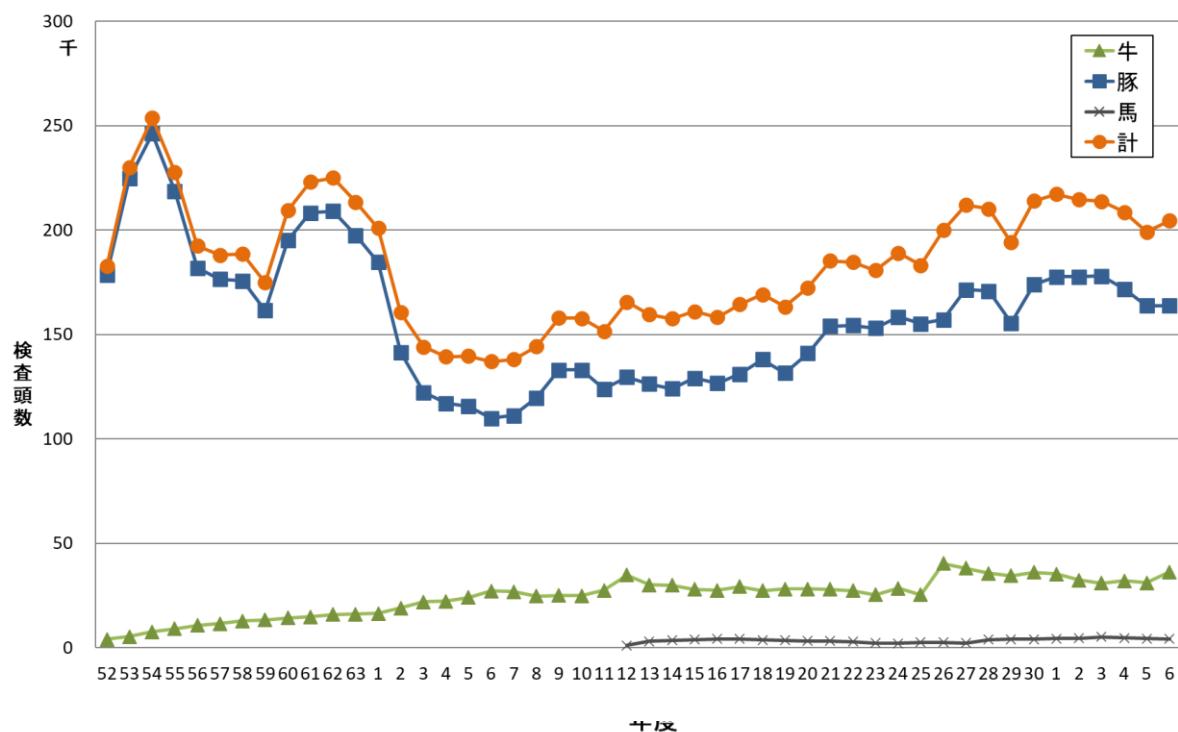
(2) 年度別と畜検査頭数 (豚)



(3) 年度別と畜検査頭数（馬）



(4) 年度別と畜検査頭数グラフ



4 と畜場内と殺頭数及び獣畜のと畜解体禁止又は廃棄したものの原因

(1) と畜場 : A

と 畜 場 内 と 殺 頭 数	処 分 区	実 頭 数	疾病別頭数																											計	
			細菌病										ウイルス・ リケッチャ病		原虫病			寄生虫病			その他疾病										
			炭疽	豚丹	サルモネラ病	結核	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	コロラム	その他の	トキソプラズマ病	その他の	の虫	ジストマ病	その他の	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒	炎症・汚染	変性または萎縮	その他の				
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
牛	禁止																														
	全部廃棄	348																													348
	一部廃棄	8,884																													11,209
とく	禁止																														
	全部廃棄	5																													5
	一部廃棄	24																													32
馬	禁止																														
	全部廃棄																														
	一部廃棄																														
豚	禁止																														
	全部廃棄	965																													965
	一部廃棄	116,555																													119,834
めん羊	禁止																														
	全部廃棄																														
	一部廃棄																														
山羊	禁止																														
	全部廃棄																														
	一部廃棄																														

(2) と畜場：B

と 畜 場 内 と 殺 頭 数	処 分 区 分	疾 病 别 頭 数																											計		
		細 菌 痘										ウイルス・ リッキチア病			原虫病			寄生虫病			その他の疾 痘										
		炭 疽 (1)	豚 丹 (2)	サ ル モ ネ ラ (3)	結 核 (4)	ブル セ ラ (5)	破 傷 (6)	放 線 菌 (7)	そ の 他 (8)	豚 コ レ (9)	そ の 他 (10)	ト キ ソ ブ ラ ズ マ (11)	そ の 他 (12)	ジ ス ト マ (13)	そ の 他 (14)	の う 虫 (15)	ジ ス ト マ (16)	そ の 他 (17)	膿 毒 (18)	敗 血 (19)	尿 毒 (20)	黄 疸 (21)	水 腫 (22)	中 毒 諸 (23)	炎 症 ・ 汚 染 (24)	変 性 ま た は 萎 縮 (25)	そ の 他 (26)				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
牛	5,844	禁止																													
		全部廃棄	49																											49	
		一部廃棄	2,940																											3,683	
とく	2	禁止																													
		全部廃棄	1																												1
		一部廃棄	1																												1
馬		禁止																													
		全部廃棄																													
		一部廃棄																													
豚		禁止																													
		全部廃棄																													
		一部廃棄																													
めん羊		禁止																													
		全部廃棄																													
		一部廃棄																													
山羊		禁止																													
		全部廃棄																													
		一部廃棄																													

(3) と畜場: C

と 畜 場 内 と 殺 頭 数	処 分 区 分	疾病別頭数																											計		
		細菌病										ウイルス・ リッキチア病			原虫病			寄生虫病			その他の疾病										
		炭 疽 (1)	豚 丹 (2)	サ ル モ ネ ラ (3)	結 核 (4)	ブル セ ラ (5)	破 傷 (6)	放 線 菌 (7)	そ の 他 (8)	豚 コ レ (9)	そ の 他 (10)	ト キ ソ ブ ラ ズ マ (11)	そ の 他 (12)	ジ ス ト マ (13)	そ の 虫 (14)	の う 病 (15)	ジ ス ト マ (16)	そ の 他 (17)	膿 毒 (18)	敗 血 (19)	尿 毒 (20)	黄 疸 (21)	水 腫 (22)	中 毒 諸 (23)	炎 症 ・ 汚 染 (24)	変 性 ま た は 萎 縮 (25)	そ の 他 (26)				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
牛	禁止																														
	全部廃棄																														
	一部廃棄																														
とく	禁止																														
	全部廃棄																														
	一部廃棄																														
馬	禁止																														
	全部廃棄	3																		1			1						3		
	一部廃棄	573																	70				3			455	5	51	584		
豚	禁止																														
	全部廃棄																														
	一部廃棄																														
めん羊	禁止																														
	全部廃棄																														
	一部廃棄																														
山羊	禁止																														
	全部廃棄																														
	一部廃棄																														

(4) と畜場: D

と 畜 場 内 と 殺 頭 数	区 分 実 頭 数	処 分 分 頭 数	疾病別頭数																											
			細菌病										ウイルス・ リッキチア病		原虫病		寄生虫病		その他の疾病											
			炭疽	豚丹	サルモネラ	結核	ブルラ	破傷風	放線菌病	その他の病	豚コラ	その他の病	トキソプラズマ	その他の病	ジストマ	その他の病	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒症	炎症・汚染	変性または萎縮	その他の	計			
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
牛	13,867	禁止																												
		全部廃棄	153																											153
		一部廃棄	7,058																											8,704
とく	26	禁止																												
		全部廃棄	2																											2
		一部廃棄	22																											30
馬	2,420	禁止																												
		全部廃棄	1																											1
		一部廃棄	649																											616
豚		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
めん羊		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
山羊		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												

第3 食鳥検査業務の概要

1 食鳥検査総括表

施設	種類	時間内			時間外			合計	
		検査手数料 (円)	羽数 (羽)	収入金額 (円)	検査手数料 (円)	羽数 (羽)	収入金額 (円)	羽数 (羽)	収入金額 (円)
A	ブロイラー	3	3,435,922	10,307,766	4	2,005,319	8,021,276	5,441,241	18,329,042
	成 鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		3,435,922	10,307,766		2,005,319	8,021,276	5,441,241	18,329,042
B	ブロイラー	3	1,	4,985,964	4	476,380	1,905,520	2,138,368	6,891,484
	成 鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		1,661,988	4,985,964		476,380	1,905,520	2,138,368	6,891,484
C	ブロイラー	3	968,001	2,904,003	4	980,956	3,923,824	1,948,957	6,827,827
	成 鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		968,001	2,904,003		980,956	3,923,824	1,948,957	6,827,827
D	ブロイラー	3	6,369,303	19,107,909	4	3,079,155	12,316,620	9,448,458	31,424,529
	成 鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		6,369,303	19,107,909		3,079,155	12,316,620	9,448,458	31,424,529
E	ブロイラー	3	395	1185	4	0	0	395	1185
	成 鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		395	1185		0	0	395	1185
合計	ブロイラー	3	12,435,609	37,306,827	4	6,541,810	26,167,240	18,977,419	63,474,067
	成 鶏	3	0	0	4	0	0	0	0
	計		12,435,609	37,306,827		6,541,810	26,167,240	18,977,419	63,474,067

2 処理場別 廃棄処分状況

施設	A			B			C			D			E			合計				
検査羽数	5,441,241			2,138,368			1,948,957			9,448,458			395			18,977,419				
	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	
処分実羽数		37,759	229,469	7,616	5,816	6,044	5,225	24,977	44,362	0	77,673	37,134	0	0	2	12,841	146,225	317,011		
鶏 痘																				
伝染性気管支炎																				
ニューカッスル病																				
鶏 白 血 病																				
封入体肝炎																				
マレック病		1														1				
そ の 他																				
大 腸 菌 症		13,440			2,938			6,790			19,360						42,528			
鶏伝染性コリーザ																				
サルモネラ病																				
ブドウ球菌症																				
その他の細菌病																				
毒 血 症																				
膿 毒 症																				
敗 血 症		24				13			8			229					274			
真 菌 症																				
原 虫 病																				
寄 生 虫 病																				
変 性		7,724	9,056		975	262	3,720	1,848	676		14,739	8,660					3,720	25,286	18,654	
尿酸塩沈着症																				
水 腫						4												4		
腹 水 症		781			186		696	171			13,254						696	14,392		
出 血		1,371	4		206	68	602	1,483	359		2,165						602	5,225	431	
炎 症		6,484	220,409		1,047	5,714	102	2,842	16,286		4,255	28,474					2	102	14,628	270,885
萎 縮																				
腫 瘍		8			3			4			1,892							1,907		
臓器の異常な形																				
異 常 体 温																				
黄 痘		10			1			5			55							71		
外 傷											1							1		
中 毒 諸 症																				
削瘦及び発育不良		5,977		7,589	297		1,886	532			17,766						9,475	24,572		
放 血 不 良		1,520		27	106		3,454	5,016			1,081						3,481	7,723		
湯 漬 過 度																				
そ の 他		419			40						2,876							3,335		
合計		37,759	229,469	7,616	5,816	6,044	10,460	18,699	17,321		77,673	37,134	0	0	2	18,076	139,947	289,970		

第4 施設への衛生指導関係

1 立入監視指導状況

(1) と畜場及びその付属施設

		監視・検証件数(又は頻度)			備考
		作業前点検	作業中点検	記録等検証	
A	と畜場	牛：週2回以上※1 豚：週2回	牛：週5回※2 豚：週2回	牛：1回/月 豚：1回/月	対米等輸出食肉認定施設
	食肉処理場	牛：週2回以上※1 豚：月1回	牛：週2回		
B	と畜場	週1回	週1回	月1回	対タイ等輸出食肉認定施設
	食肉処理場	—	—	—	
C	と畜場	月1回	月1回	月1回	—
	食肉処理場	—	—	—	
D	と畜場	馬：月1回 牛：週3回	馬：月1回 牛：週3回	月1回	対台湾等輸出食肉認定施設
	食肉処理場	馬：月1回 牛：週2回	馬：月1回 牛：週2回		

※1 週2日はと畜場及び食肉処理場を点検し、その他の日はと畜場または食肉処理場のいずれかを点検する。また、週1日は施設周囲の点検を行う。

※2 と畜場休業日は点検は実施しないため回数に変動あり。

(2) 食鳥処理場及びその付属施設

		監視・検証件数(又は頻度)			備考
		作業前点検	作業中点検	文書点検	
A	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
B	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
C	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
D	食鳥処理場	四半期1回	月2回	月1回	
	食肉処理場	四半期1回	月2回	月1回	
E	食鳥処理場		年2回	年2回	
	食肉処理場		年2回	年2回	

2 微生物学的検査に基づく衛生指導実績

と畜及び食鳥処理された枝肉及びと体表面等の拭取り検査又は切取り検査を施設ごとに実施し、その結果に基づき指導を行った。

検査対象	検査項目	施設数	延べ実施回数
牛、豚枝肉 (切取り)	衛生指標菌 (一般細菌、腸内細菌科菌群)	4	48
鶏と体 (切取り)	衛生指標菌 (一般細菌、腸内細菌科菌群)	4	49

3 施設とのミーティング・会議等

(1) Aと畜場

牛処理施設の衛生管理に係るミーティング：12回

豚処理施設の衛生管理に係るミーティング：7回

輸出に係るミーティング：随時

(2) Bと畜場

衛生管理に係るミーティング：5回

(3) Cと畜場

衛生管理に係るミーティング：12回

(4) Dと畜場

衛生管理に係るミーティング：2回

輸出に係るミーティング：不定期

(5) A食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：3回

(6) B食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：1回

(7) C食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：6回

(8) D食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：1回

(9) E食鳥処理場

衛生管理に係るミーティング：2回

4 施設への衛生教育

（1）通常の衛生教育

施設従業員全員に対する衛生教育等

（2）と畜場及び食鳥処理場の品質管理部門責任者等研修会

施設の衛生管理部門を対象とした高度な内容の研修会

令和7年9月	衛生指標菌を用いた微生物検査の基礎 衛生指標菌を用いた微生物検証結果
令和7年3月	アメリカ合衆国等輸出食肉に係る衛生管理について 衛生指標菌を用いた微生物検証結果

第5 精密検査

(1) 微生物学検査

分類	検体数	備考
と畜検査又は食鳥検査に伴う精密検査	98	敗血症、豚丹毒、悪性水腫など
衛生検査（と畜場）※ 切取り又は拭取り検査	325	衛生指標菌 (一般細菌、腸内細菌科菌群等)
衛生検査（食鳥処理場）※ 切取り検査	240	衛生指標菌 (一般細菌、腸内細菌科菌群)
アメリカ合衆国等向け輸出食肉 サルモネラ検査	100	
アメリカ合衆国向け輸出食肉 S T E C 検査	24	
計	787	

※第4の2の検査を含む

(2) 病理学検査

病理学的診断	牛	馬	豚	鶏
牛伝染性リンパ腫	245	-	-	-
牛伝染性リンパ腫以外の腫瘍	5	0	1	1
炎症	1	5	5	2
変性	0	0	0	0
その他	2	0	0	0

(3) 理化学検査

1) 血液生化学検査

検査疾病名	尿毒症				黄疸			
	牛	豚	馬	めん羊	牛	豚	馬	めん羊
と畜場	21	0	0	0	11	0	0	0
A	0	0	0	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0	0	0	0
C	7	0	0	0	4	0	2	0
総計	28	0	0	0	15	0	2	0

2) 食肉中の残留抗菌性物質スクリーニング検査

【検査結果】 (陽性頭数／検査頭数)

畜種別

畜種 検査法	牛	豚	馬	めん羊	合計
直接法	2/1,951	2/144	0/12	-	4/2,107
簡易抽出法	1/2	2/2	-	-	3/4
分別推定法	-	-	-	-	-
一斉分析法*	1/2	2/2	-	-	3/4

※残留基準値を超過した検体数

施設別

と畜場	A			B	C	D	
畜種 検査法	牛	豚	めん羊	牛	馬	牛	馬
直接法	1/1,385	2/144	-	0/140	0/11	1/426	0/1
簡易抽出法	0/1	2/2	-	-	-	1/1	-
分別推定法	-	-	-	-	-	-	-
一斉分析法*	0/1	2/2	-	-	-	1/1	-

※残留基準値を超過した検体数

3) TSE スクリーニング検査

当該年度実績なし

第6 輸出関係業務

1 輸出認定施設に係る監視指導

(1) KU-1 全国開拓農業協同組合連合会人吉食肉センター(と畜場) ゼンカイミート株式会社(食肉処理場)

1) 認定等状況(旧施設)

平成 23 年 (2011 年)	10 月	タイ向け輸出
平成 26 年 (2014 年)	11 月	インドネシア向け輸出
平成 29 年 (2017 年)	11 月	マレーシア向け輸出
平成 30 年 (2018 年)	2 月	U A E 向け輸出
		バーレーン向け輸出
		カタール向け輸出

2) 施設の概要及び指導状況等

旧施設はフルハラールでと畜を行うと畜場であり、イスラム圏への輸出を実施していたが、令和2年（2020年）7月豪雨により被災し操業不能となり、令和3年（2021年）9月30日付で廃止された。

新施設を別地において建設し、令和5年（2023年）10月より稼働している。旧施設同様フルハラールでと畜を行っており、輸出認定の再取得を目指し、令和7年（2025年）2月にタイ向けの輸出認定を再取得し、3月にマカオ向けの輸出認定を取得した。今後も更なる再取得を順次目指している。

(2) KU-2 株式会社熊本畜産流通センター

1) 認定等状況

平成 24 年 (2012 年)	1 月	マカオ向け輸出 タイ向け輸出
平成 26 年 (2014 年)	3 月	ベトナム向け輸出 アメリカ合衆国、カナダ、香港向け輸出 ニュージーランド向け輸出
平成 27 年 (2015 年)	10 月	ミャンマー向け輸出
平成 28 年 (2016 年)	9 月	シンガポール向け輸出
平成 29 年 (2017 年)	2 月	ブラジル向け輸出 9 月 台湾向け輸出
平成 30 年 (2018 年)	1 月	フィリピン向け輸出 9 月 オーストラリア向け輸出
令和 6 年 (2024 年)	3 月	メキシコ向け輸出

2) 施設の概要及び指導状況等

米国等向け輸出食肉取扱認定施設として、認定要綱等の規定に基づき、様々な検査、検証業務を実施しており、九州厚生局の定期査察が毎月実施される施設となっている。令和5年（2023年）2月にメキシコ農畜水産漁業安全総局（SENASICA）により、メキシコ向け輸出牛肉取扱施設としての現地調査を受査。令和6年（2024年）3月に認定を受けた。

3) 令和6年度（2024年度）査察概要

- ・海外査察なし

**(3) KU-3 株式会社熊本中央食肉センター(と畜場)
株式会社杉本本店(食肉処理場)**

1) 認定等状況

令和 2 年 (2020 年)	11 月	タイ向け輸出 マカオ向け輸出
令和 3 年 (2021 年)	12 月	アラブ首長国連邦 (UAE) 向け輸出
令和 4 年 (2022 年)	6 月	カタール向け輸出 8 月 シンガポール向け輸出 台湾向け輸出
令和 5 年 (2023 年)	4 月	サウジアラビア向け輸出

2) 施設の概要及び指導状況等

台湾及びシンガポール向け輸出認定取得により、九州厚生局の定期査察（年 1 回）の対象施設となっており、認定要綱等の規定に基づき、監視指導及び事務を実施している。

(4) その他の施設の認定等状況

・株式会社熊本チキン

平成 22 年 (2010 年)	11 月	ベトナム向け輸出
平成 24 年 (2012 年)	7 月	香港向け輸出

・株式会社チキン食品

平成 23 年 (2011 年)	5 月	香港向け輸出
------------------	-----	--------

・農事組合法人天草大王生産販売組合

平成 27 年 (2015 年)	9 月	香港向け輸出
------------------	-----	--------

2 輸出食肉衛生証明書等発行実績

(1) 牛肉等

1) KU-2

輸出国	畜種（品目）	件数	重量（t）
アメリカ合衆国	牛（牛肉）	453	88.02
香港	牛（牛肉）	1028	122.15
カナダ	牛（牛肉）	12	0.80
オーストラリア	牛（牛肉）	51	3.43
シンガポール	牛（牛肉）	68	6.40
台湾	牛（牛肉）	492	158.17
マカオ	牛（牛肉）	17	9.88
タイ	牛（牛肉）	100	11.48
フィリピン	牛（牛肉）	31	9.66
ベトナム	牛（牛肉）	39	1.48
計		2,291	411.47

2) KU-3

輸出国	畜種（品目）	件数	重量（t）
台湾	牛（牛肉）	30	78.45
シンガポール	牛（牛肉）	15	10.75
マカオ	牛（牛肉）	1	0.03
タイ	牛（牛肉）	10	4.92
UAE	牛（牛肉）	20	95.40
カタール	牛（牛肉）	2	0.28
サウジアラビア	牛（牛肉）	5	4.18
計		83	194.01

3) 豚肉等 (KU-2)

輸出国	畜種（品目）	件数	重量（t）
香港	豚（豚肉）	0	0
計		0	0

4) 鶏肉等

輸出国	畜種	件数	重量（t）
香港	鶏（鶏肉）	72	13.56
豪州	鶏(ガラバウダ)-	5	-
計		77	13.56

第7 講習会及び調査研究等

1 講習会の実施状況

(1) リスクコミュニケーション事業

講座「お肉のことをもっと知ろう！」を実施し、一般消費者や学生を対象に、獣畜が食肉になるまでの工場や食肉の安心・安全について説明した。

実施日	対象	参加人数	備考
R6. 8. 5	熊本県立南稜高校食品学科	5	出前講座
R6. 9. 4	熊本市立下益城城南中学校	21	出前講座
R6. 12. 13	熊本県立農業大学畜産学科	24	施設見学有り
R7. 1. 8	熊本県立大学環境共生学部	20	施設見学有り
R7. 2. 25	熊本県立農業高校食品学科	43	施設見学有り
R7. 3. 3	九州看護福祉大学 看護福祉学部看護学科	21	施設見学有り
R7. 3. 10	熊本県立阿蘇中央高校 農業食品学科	24	施設見学有り

(2) 研修受け入れ

1) 他自治体からの研修受け入れ

実施日	対象	参加人数	備考
R6. 12. 9～12. 10	大分県食肉衛生検査所	3	施設見学有り
R7. 2. 25～2. 26	鹿児島県阿久根食肉衛生検査所	1	施設見学有り

2) 獣医系大学からの研修受け入れ

実施日	大学	参加人数	備考
R6. 6. 10～6. 13			
R6. 6. 24～6. 27	山口大学 共同獣医学部	32	公衆衛生実習
R6. 7. 8～7. 11			
R6. 7. 22～7. 25			

(3) データ還元事業

1) 豚のと畜検査結果の家畜保健衛生所へのフィードバック

(概要) 豚のと畜検査結果について、家畜保健衛生所からの要望に応じ提供するもの。

(方法) 情報提供の承諾を受けた豚農家のと畜検査結果を、一覧表及びグラフ化し、農家を管轄する家畜保健衛生所へ情報還元している。

2) 豚のと畜検査結果の農家への情報提供

(概要) 県全体の豚のと畜検査結果について、豚農家の要望に応じ提供するもの。

(方法) 毎月、豚全体のと畜検査結果の全部廃棄の内訳と件数及び一部廃棄のうち件数が多いもの(100件以上)の内訳と件数を一覧表にまとめ、提供している。また、廃棄原因となる疾病についての説明や、と畜場のHACCP導入、枝肉拭き取り検査結果などの情報を「食肉衛生検査所便り」というコラム形式にし、同時に配布している。

2 職員への研修（と畜・食鳥検査員を対象）

（1）所内研修

実施日	対象	内容
R6. 4. 25～26	初任者	初任者研修・指名検査員学習会
R6. 5. 1	初任者等	アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱の概要
R6. 5. 1 R6. 6. 6	指名検査員	輸出食肉衛生検査施設における STEC 及びサルモネラ検査
R6. 7. 2～3	初任者	輸出食肉衛生検査施設におけるサルモネラ検査採材
R6. 10. 2	職員	高病原性鳥インフルエンザ研修
R6. 6～R7. 3 月（随時）	指名検査員	指名検査員向け研修及び病理研修（6回）

（2）外部研修への派遣

実施日	内容	出張先
R6. 9. 17～18	令和6年度全国食検協微生物部会総会・研修会	静岡県
R6. 10. 31～11. 1	第81回全国食肉衛生検査所協議会病理部会研修会	神奈川県
R6. 10. 22～23	令和6年度九州地区食肉衛生検査所協議会	鹿児島県
R6. 11. 7～8	令和6年度 対米等牛肉輸出に係る関係県会議/食肉の対米輸出等に関する実地研修	京都市
R6. 12. 25	九州ブロック指名検査員研修	Web 研修
R7. 1. 17	令和6年度自治体職員向け食肉及び水産食品の輸出に関する研修会	東京都
R7. 2. 17	令和6年度健康危機管理に関する事例報告検討会	熊本県庁
R7. 2. 23～24	令和6年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	東京都
R7. 2. 25	令和6年度（2024年度）南部九州食中毒疫学調査研修会	熊本県庁

3 調査研究、発表等

- ・全国食肉衛生検査所協議会病理部会研修会 「豚の悪性黒色腫」
- ・九州地区食肉衛生検査所協議会研修会及び全国食肉食鳥肉技術研修会
「*Bacillus cereus* の最適な芽胞作製用培地の検討」

発行者：熊本県
所 属：食肉衛生検査所
発行年度：令和7年度